せられ御救恤として御內帑金御下賜の御沙汰を拜し又特に侍從を御差遣優渥なる聖旨を賜ふ、聖恩洪大唯々恐懼感激の至りに堪へざるなり

思ふに今次の水禍は其域頗る廣範に亘り加ふるに到る處交通杜絕と長期滯水とによりその救援極めて困難なるものありしに官民一致よく隣保相扶の實を擧げ應急救助の處置に遺憾なきを得たるは深く欣幸とする所なり、然りと雖も災禍克復の前途遼遠にして災害の復舊並に復興に就ては速かに百年の大計を樹立し禍を轉じて福と爲すの決意なかるべからず然も時偶々事變下、國を擧げての重大時局に際會し銃後の諸施設亦差措き難きものあり縣は最善を竭して策を練り又衆智に聽きて施措謬りなからしめんとす罹災者よろしく事變下の災害なることに思ひを致し斷じて災禍に挫折することなく愈々傳統の精神を振起し勤勞倍加相携へて鄕土愛護の至情を高揚し更生の一途に恪勵し縣民諸子亦よく渝らざる援助の熱誠を捧げ擧縣相率ひて銳意復興に邁進し以て聖恩の萬一に應へ奉らんことを期すべし

昭和十三年七月十二日

茨城縣知事　挾間　茂

木曾路（五）

牧田　修

中仙道

木曾路は、中仙道六十八宿の一部で、美濃路に續く、馬籠（まごめ）妻籠（つまご）三留野（みとの）、野尻、須原、上松（あげまつ）福島、宮越、藪原、奈良井、贄川の

十一宿を謂つた。中仙道六十八宿とは、江戸から擧げると、板橋、蕨、浦和、大宮、上尾（あげを）、桶川、鴻ノ巣、熊谷、深谷、本庄（以上武藏國、十宿）、新町、倉賀野、高崎、板鼻、安中（あんなか）松井田、坂本（以上上野國、七宿）、輕井澤、沓掛、追分、水田井、岩村田、鹽名田、八幡、望月、芦田、長久保、和田、下諏訪、鹽尻、洗馬（せば）、本山（これに木曾路十一宿を加へて以上が信濃國、二十六宿）、落合、中津川、大井、大久手、細久手、御嶽（みたけ）、伏見、太田、鵜沼、加納、河渡（かうど）、美江寺（みえじ）、赤坂、垂井、關ケ原、今須（以上美濃國、十六宿）、柏原、醒ケ井、番場、鳥居本、高宮、愛知川（えちがは）、武佐、守山、草津（以上近江國、九宿）である。

中仙道は、木曾の山中を通る街道であるところから、木曾路とも呼ばれ、江戸日本橋を起點として、關東平野を北に進み、碓氷峠を越へて信濃路に入り、追分で北國街道に岐れ、西に進みて和田峠を越へ、諏訪湖岸を過ぎて鳥居峠を越へ、木曾山中を通つて美濃路に入り、關ケ原を經て近江路に入り、草津で東海道に合するものである。

德川幕府時代に於ける五街道の一で、東海道、北陸道と共に、京より江戸に通ずるもので、里程約百三十里、東海道が京より江戸まで百二十四里八丁であつたのに比して、十二里十四丁も遠い。また東海道が海岸沿ひであるに反して、東仙道は山中を行くもので、どちらかと謂へば東海道よりも、坂路は急峻であつた。けれども、東海道には、大井川や箱根のやうな難所があり、箱根は馬でも越すが、出水期になると、大井川は川止めになつて、幾日も島田や金屋の宿で滯留しなければならなかつたのであるから、東海道よりも、中仙道を旅するものも少くはなかつた。そして參勤交代の大名の行列や、將軍家の上洛や、日光への例幣使やなどの、大きい通行を始め、水戸のお茶壺、公儀の御鷹方から、伊勢參宮、金毘羅詣り、善光寺詣りが通り、更に商用で旅行する庶民が通つた。

かゝる旅行者のために、驛制が整ひ、人夫、駄馬を常置し、これ等のことを取扱ふために、各驛に問屋、問屋場を

設け、宿役人もあつた、また大名や公卿や庶人の宿泊のために、本陣、脇本陣、旅籠屋などがあつた。

本　陣

大名が街道を往復するときに、宿泊する旅籠を、本陣と呼んだ。

大名は街道筋を旅行するに當つて、寢具、食器の類まで携帶した。それで大名が本陣に宿泊した場合には、部屋代だけを支拂つたのである。（一二）

本陣は公用兼軍用の旅舍であるから、屋敷の構造も、それにふさわしいものであることが必要であつた。それは次の如きものであつた。

(1) 諸大名の乘物をかつぎ入れる廣い玄關がなければならぬ。
(2) 長い槍を掛けるところがなければならぬ。
(3) 馬を繋ぐ厩がなければならぬ。
(4) 消防用の水桶、夜間警備の高張の用意がなければならぬ。
(5) いざといふ場合に、裏口へ抜けられる、嚴重な後方の設備がなければならぬ。

本陣は、その言葉が示してゐるやうに、古い陣屋の意匠である。三百何十年かの泰平のために、いろいろの變遷は免れなかつたけれども、武家の持つ設備と形式とは、昔の儘に殘されて、宿舍の如きも、本陣といふ形で殘された。

本陣に宿泊し、休息するものがあると、前以つて宿割の役人が、到着した、御宿札といふものが先づ渡され、關所を通過する送り荷の御鑑札が渡された。疊表の取替へ、障子の張替へ、時には壁の塗替を要求せられることもあつた。

屛風何双、手燭何挺、火鉢何個、草履何足、幕何張、供の衆何十人前の膳飯の用意も必要であつた。（三四）

いよいよ一行到着の當日となれば、本陣の玄關には、陣中のやうな幕が張り廻はされる。本陣の當主は、定紋付の麻の裃を着用して、他の宿役人と打揃つて宿境まで出迎へる（四）。一行は街道の兩側に土下座する村民の間を縫つ

て進む。この御先案内をうけたまはるのは宿役人である。本陣の當主は、一行を宿境で出迎へると、大急ぎに引返して今度は自宅の玄關に迎へなければならない（一〇）。

一行が本陣を出立するときには、本陣の當主は、宿役人と共に、出迎へのときと同じ服裝で峠まで見送る（一〇）。

本陣や脇本陣を始め、問屋場の如き宿の交通機關は、一般交通のものといふよりは、寧ろ武家の交通のためのものであつた。しかも、それはときどき無理難題を申し付ける厄介なものも尠くはなかつた。

ある日脇本陣で休息した別當は、當主が公方樣の御召馬と謂つたのを聞とがめ、御臣馬では惡い。御召御馬と謂へと言ひ、それにこの御召御馬は、燒酎を一升飮むから心得よと謂つた、そしてその擧句には、御召御馬を脇本陣の床の間まで引揚げた（三六）。

本陣に宿泊し、または本陣で休息することを許されたのは、大名以外では、公卿、公役、武士のみである（三四）。

問屋場

問屋場は、街道筋に於ける人馬繼立の事務を取扱ふために設けられたもので、普通一宿に二箇所あつて、凡そ半月毎に交代して事務を執つた。

問屋場には、宿役人（問屋役とも謂ふ）として、年寄役、帳付、馬指、人足肝煎などが詰めてゐて、人馬の繼立に關する事務を處理した。問屋場の費用は、所謂問屋米として支給せられたのである。

問屋場は本陣に附屬するものもあつた。本陣に附屬する問屋場は、本陣と同じ意匠のもとにあるもので、主として武家に必要な米穀、食糧、武器、その他の輸送のために開始せられた場處である。諸大名、諸公役が通行するときの荷物の繼立は謂ふまでもなく、宿人馬、助鄕人馬、何宿の戻り馬、在馬の稼ぎ馬などの數から、商人荷物の馬の數まで日々問屋場帳簿に記入しなければならない。

毎年毎に、或は二三年毎に、人馬徵發の總高を計算して、これを人馬立辻と稱し、道中奉行の檢閲を經ることが必要であつた（三四）。

問屋場を通過する荷物の貫目には、御定があつた。本馬一駄二十貫目、輕尻五貫目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目と規定せられてゐた。しかし、錢差、合羽、提灯、笠袋、下駄袋などの類は、本馬一駄乘にかぎり、貫目外の小附とすることを許されてゐた。

この貫目を盜む不正を取締るために、板橋、追分、洗馬の三宿に、御貫目改め所が設けられてゐた。幕府の役人が出張することもあり、また問屋場のものが立會つて改めたこともある。しかし、この御貫目改めは、賄賂の力で貫目を越へて諸藩の荷物が問屋場に送られて來た（三八）。

規定以上の荷物が送り屆けられて、問屋場の繼立人足を苦めたばかりでなく、荷物の繼立が遲れたとか、酒手を出せとかいろいろの脅迫が行はれた。

問屋場で、荷物が出せないと斷つたら、袖を出して何か催促する。宿役人が天保錢一枚を入れてやると、今度は年寄役のところへ行つて同じやうに催促する。そこでも天保錢一枚を袖の下に入れてやつた（三七）。

街道に脅迫と强制が行はれた。「實懇」にならうといふ言葉はその一つだ。「實懇」にならうと、武家の客から掛けられた宿の亭主は、必ず御肴代の靑銅とか、御祝儀とかの金をねだられた。街道の人足ですら、駕籠をかついで行く途中で、武士風の客から「實懇にならうか」と謂はれると、必ず一分とか一分二百とかの金を、ねだられる覺悟をしなければならなかつた（三八）。

木曾路では、荷物の運搬は、馬ばかりでなく、牛も使はれた。問屋場では、荷物の送り狀を書き替へたり、駄賃の上刎ねをしたり、いろいろの不正を行ふものもあつた。かゝる問屋場の不正行爲に對して、牛方仲間が團結し、荷物の附け出しを拒み、街道筋の荷物を停滯せしむるやうな騷ぎを演ずることもあつた（一一）。

宿役人

宿には、地方自治の一單位とも謂ふべき村方の世話をなし、民意を代表する「庄屋」と交通運輸の事業に參加する本陣、脇本陣、問屋があり、問屋場には、年寄役などの荷

役人がゐた(一八)。また傳馬役、定歩行役、水役、七里役(飛脚)などもゐた(二一)。

本陣、問屋、庄屋は、所謂宿場に於ける三役で、これを隱居するには、御役所に願出でゝ、許可を受けねばならなかつた(一八)。

かねて退役願を出してあつたに對して、役所から剪紙(召換狀)が屆けられ、跡目相續人に役所へ罷り出でよとある。それには附添役二人、宿方惣代二人同道すべしとある(一五)。

本陣、問屋、庄屋の家には、いろいろの記錄や、書類が保存せられ、跡目相續に際して、父から子に引繼がれた。それには、次の如きものがあつた。

(1) 人馬の公用を保證するために、京都の大舍人寮、江戶の道中奉行所、その他全國諸藩から送つてよこした大小種々の印鑑。

(2) 御年貢皆濟目錄。

(3) 宗門人別。

(4) 検地、年貢に關するもの。

(5) 送籍に關するもの。

(6) 緣組に關するもの。

(7) 離緣に關するもの。

(8) 訴訟の手續に關するもの(以上一五)。

(9) 諸大名宿泊の折の人數から、旅籠賃、入用の風呂何本、火鉢何個、燭臺何本と記錄したもの(一一)。

公役の通行のあるときには、庄屋は平袴をつけて、問屋場に出向かねばならぬ。大きい通行になると、交替で開く問屋場を、同時に開いて應援せねばならぬ。本陣で休息して行く通行があると、麻の袴を着用して、駕籠の近くに挨拶をせねばならぬ。輕く袴の股立を取り、駕籠の側に跪いて、「當宿の本陣何某で御座います。御目通を御願ひ申上げます」といふのが挨拶の方式である(三六)。

庄屋は村民の犯したことに對して、言開きをしなければならなかつた。また村民の吟味は本陣の門内で行はれた、前庭の上段には、役所から來た役人の年寄、用人、書役な

どが居並び、その側には足輕四人が控へた。村人は呼び出され、科によつて腰繩手錠で宿役人の中へ預けられ、老年で七十歳以上のものは、手錠を免ぜられた。既に死亡したものは、「お叱」といふだけで特別の憐憫が加へられた。

東北漫歩（岩手縣之巻）

和泉生

今は昔の面影さへ止めぬ青森、岩手兩縣界を連絡する堅牢青岩橋は、國道橋であるに拘らず、牛馬の通行さへ危險視された假橋であつた。國有鐵道や地勢の關係上、架橋位置の選定には、當時其の衝に在つた三浦七郎氏も、人知れず苦心された樣だ。昭和九年、直轄工事として十六萬八千圓を奮發し、東北本線の鐵道橋と併行して竣功したのであるが、此處を汽車で横過する時は、愈々岩手縣へ入るなあと氣が附く。續いて約四粁を、昭和十、十一兩年度に於て延長七十三米の府金橋と、九十二米の長瀨橋とが永久構造化したので、此の地方に於ける交通の變遷が一際目立つが、四號國道中の大難所中山峠を突破し、沼宮内町を經由して盛岡市に達するには、前途尚遼遠の感が深い。中山峠附近は、國有鐵道との平面交叉の數に於ては、恐らく日本一であらう。從つて自動車で旅する者には、恐怖地帶であり、不安區域である。隧道直前十米が跡切道では、運轉手の神經が戰慄するのも無理からぬことだ。是が改良工事の至難は、夙に天下の認むる所であるが、一日も早く此の交通癌が除却され、明朗交通の訪れを心から祈りたい。

上古、アイヌ族が居住したことが確證される福岡町、一戸町間に浪打峠がある。人口に膾炙する古歌「波こさぬ」